

正 誤

埼玉県人事委員会規則七―一〇八（令和七年三月二十八日第六百三号）中訂正

ページ 行

一 前から十六及び十七

誤

「伴い」と」の下に「、「第二条」とあるのを「前項」と」を加え

正

「伴い」と、「」の下に「「第二条」とあるのを「前項」と、「」を加え

ページ 行

一 前から二十六

誤

前条第四項に規定する場合も、同様とする。

正

前条第四項に規定する場合も、同様とする。
第九条を第八条とする。